

第1問

青原高等学校では、部活動に関する事項は、生徒会部活動規約に則^{のつと}って、生徒会部活動委員会が話し合うことになっている。次に示すものは、その規約の一部である。それに続く【会話文】は、生徒会部活動委員会に提出する議題について検討している様子の前半部分である。後に示す、執行部会で使用された【資料①】～【資料③】を踏まえて、各問い(問1～3)に答えよ。(問3と資料②資料③は省略)

青原高等学校 生徒会部活動規約

第1章 総則

- 第1条 部は青原高等学校生徒会会員によって構成する。
第2条 部活動に関係する事項は生徒会部活動委員会で審議し、生徒総会の議決を経て職員会議に提案する。
第3条 生徒会部活動委員会は、生徒会本部役員と各部の部長によって構成する。
第4条 生徒会部活動委員会には、委員会の円滑な運営のため、次により構成する執行部を置く。
- | | |
|-------|----------------|
| 委員長 | 各部の部長のうちから1名 |
| 副委員長 | 生徒会本部役員のうちから1名 |
| 体育部代表 | 体育部の部長のうちから1名 |
| 文化部代表 | 文化部の部長のうちから1名 |

第2章 部の運営

- 第5条 部活動は部員の自主的活動によって部員の趣味・親睦を深めると同時に、人間性を高め、研究活動の充実、技術の向上を図ることを目的とする。
第6条 部活動として次の部を置く。
体育部 硬式野球部 ソフトボール部 サッカー部 剣道部
卓球部 バasketボール部 バドミントン部 テニス部
文化部 吹奏楽部 演劇部 茶道部 美術部 書道部 琴部
新聞部 科学部
第7条 会員は自由意志により所定の手続きをとり、どの部にも所属できる。
第8条 原則として、一人の会員が複数の部に所属すること(兼部)は禁止する。ただし、体育部と文化部との兼部については、双方の顧問の了解が得られれば可能とする。
第9条 各部は部長・副部長を選出する。
第10条 部活動の終了時間は17時とする。
第11条 休日、祝日は顧問が必要と認めた場合、顧問の指導のもとに、午前中又は午後の半日部活動を行うことができる。

第3章 部の新設・休部・廃部

- 第12条 部の新設は、同好会として3年以上活動していることを条件とする。
第13条 条件を満たし、部として新設を希望する同好会は、当該年度の4月第2週までに、所定の様式に必要事項を記入し、生徒会部活動委員会に提出することとする。なお、提出期限に遅れた場合、部の新設は次年度以降とする。
第14条 部の新設には、生徒総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。
第15条 部員数が5名未満であり、その活動も不活発な状態が1年以上続いたと認められる場合、生徒会部活動委員会において審議の上、休部とする。
第16条 休部の状態が2年以上続いた場合、生徒総会の議決を経た後、廃部とする。

第4章 同好会

(以下略)